

平成30年第3回浦幌町議会定例会議案一覧表

(議会提出分)

番 号	件 名	議決結果	議決年月日
発委第10号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について		
発委第11号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について		
発議第5号	議員の派遣について		
発議第6号	所管事務調査について		

発委第10号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもに
ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定によ
り提出します。

平成30年 9月14日 提 出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 阿 部 優

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)

道教委は、平成18年に策定した「新たな高校教育に関する指針」(以下、「旧指針」)に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、平成19年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校が閉校となり、公立高校の無い市町村は50へと増加した。平成31～32年度の「公立高等学校配置計画案」においても、再編・統合によって、1校の募集停止をはじめ53校において54学級と大規模な削減になっている。

「配置計画」で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されている。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。

これらを解消するため、「通学費・制服代・教科書代」の補助や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校を存続に向け努力している自治体は数多くある。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、全ての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言える。

道教委は3月、「これからの高校づくりに関する指針」(以下、「新指針」)を公表した。「新指針」は、依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進める」ことを基本としており、地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていない。「旧指針」の問題点を一切改めない「新指針」によって、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながりかねない。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

以上の趣旨に基づき、次の事項について意見する。

記

- 1 道教委が3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、撤回すること。もしくは、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を改善させる事項を盛り込むなど、抜本的に見直すこと。
- 2 全ての道内公立高校の学級定員を30人以下学級に引き下げること。

- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4 地域連携特例校及び農業、水産、看護または福祉に関する学科を置く高校については、所在市町村をはじめとした地域における具体的取組とその効果を勘案して「5月1日現在の第1学年の在籍者が2年連続して10人未満となった場合」も再編整備を行わないこと。
- 5 障がいのある・なしに関わらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 9月14日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長

発委第11号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年 9月14日 提 出

提出者 産業建設常任委員会委員長 二 瓶 隆

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税(仮称)を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 9月14日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
復興大臣

発議第5号

議員の派遣について

浦幌町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、次のとおりとする。

平成30年 9月14日 提出

浦幌町議会議長 田村寛邦

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

1 新ひだか町議会行政視察受入

- (1) 目的 議会基本条例に規定する交流及び連携並びに議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 浦幌町役場
- (3) 期間 平成30年9月25日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、河内富喜、安藤忠司、阿部 優、福原仁子、二瓶 隆（7名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

2 第6回議会モニター会議

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 役場3階 大会議室
- (3) 期間 平成30年9月28日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

3 福島県西郷村議会行政視察受入

- (1) 目的 議会基本条例に規定する交流及び連携並びに議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 浦幌町役場
- (3) 期間 平成30年10月9日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、河内富喜、安藤忠司、阿部 優、福原仁子、二瓶 隆（7名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

4 浜頓別町議会行政視察受入

- (1) 目的 議会基本条例に規定する交流及び連携並びに議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 浦幌町役場
- (3) 期間 平成30年10月11日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

5 下川町議会行政視察受入

- (1) 目的 議会基本条例に規定する交流及び連携並びに議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 浦幌町役場
- (3) 期間 平成30年10月18日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、河内富喜、安藤忠司、阿部 優、福原仁子、二瓶 隆（7名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

6 十勝町村議会議長会議員研修会（十勝町村議会議長会主催）

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 芽室町
- (3) 期間 平成30年11月6日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

7 まちなかカフェDE議会

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 浦幌町教育文化センター
- (3) 期間 平成30年11月17日（まちなかカフェDE議会）
- (4) 派遣議員 田村寛邦、森 秀幸、阿部 優、河内富喜、杉江 博、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、澤口敏晴（10名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

発議第6号

所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会運営委員会並びに各常任委員会の議会閉会中の所管事務調査については、次のとおりとする。

平成30年 9月14日 提 出

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦

所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会閉会中の議会運営委員会並びに各常任委員会の所管事務調査は次のとおりとする。

1 議会運営委員会

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) 議会の広聴に関する事項

2 総務文教厚生常任委員会

- (1) 認定子ども園の設置及び運営状況（継続審査）
- (2) 浦幌町議会委員会条例第2条第1号に関する事項

3 産業建設常任委員会

- (1) 浦幌町議会委員会条例第2条第2号に関する事項